

資料 編

1. 五條・吉野地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、五條市、吉野町、大淀町及び下市町に居住する障害者が、地域で安心して生活できるよう支援する総合的なネットワークの構築と、地域独自の諸問題の解決を目的に、五條・吉野地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(自立支援協議会を設ける市町)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる市町がこれを設ける。

五條市

吉野町

大淀町

下市町

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 医療機関を代表する者
- (4) 相談支援事業者を代表する者
- (5) 障害のある方の生活を支援する者
- (6) 当事者及び障害者関係団体
- (7) その他必要と認める者

2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

3 自立支援協議会を効率的に運営するため、協議会に専門的事項を検討する部会及び運営委員会を置く。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第2条に定める自治体の障害福祉事務統括者をもってあてるものとする。
- 3 副会長は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長になり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき、これを代行する。
- 6 会長及び副会長の任期は2年間とする。
- 7 会長及び副会長が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 地域の課題を協議するため、協議会に部会を設置することができる。

2 前項に掲げる部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理し、協議会の事務を統括する。
- 4 部会長は、部会の活動報告や効果などを運営会議、全体会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、これを代行する。
- 6 部会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の方針等の円滑な運営を進めるため、地域課題の抽出・整理や困難事例への対応の在り方に関する協議をおこない、部会での検討を調整する。

- 2 運営委員会は次の者をもって構成し、必要に応じ開催する。

- (1) 構成市町障害者福祉担当者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 部会長
- (4) その他障害当事者を含め運営に必要なアドバイザー等

(運営事務局)

第7条 協議会の構成市町と生活相談センターのどかが連携して活動内容を整理し連絡調整を行い、協議会の円滑な運営を進めるため、協議会に運営事務局を置く。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(報告)

第9条 協議会は、会議事項に関し必要な事項をその都度各市町長に報告するものとする。

(書記)

第10条 書記は、事務局の職員がこれを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2. 令和2年度五條・吉野地域自立支援協議会名簿

《全体会議》

種 別	氏 名	所 属
会 長	安川 武志	社会福祉法人 三寿福祉会
副会長	久野 史人	吉野町 長寿福祉課
委 員	永仮 善久	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 就労支援センターういる工房 【就労支援部会長】
	末吉 裕之	社会福祉法人 嘸鳴学院 五條学園 【生活支援部会長】
	大田 秀子	社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園 【療育・教育支援部会長】
	柳生 善彦	奈良県吉野保健所
	森脇 聖子	下市公共職業安定所
	櫻本 旨代	社会福祉法人 五條市あすなろ福祉会 あすなろ園
	小笠原 秀雄	社会福祉法人 泰久会 障害者支援施設 仁優園
	福峯 壽昭	社会福祉法人 すぎの子会 すぎの子苑
	菊谷 博樹	社会福祉法人総合施設 美吉野園
	中村 和哉	社会福祉法人 せせらぎ会 大淀園
	竹林 祐	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
	川西 隆行	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院
	笹谷 正明	五條市身体障害者福祉協会
	大谷 國代	五條市手をつなぐ育成会
	倉垣 巍	吉野郡身体障害者福祉協会
	山本 悅子	吉野郡手をつなぐ育成会
	藤川 千恵子	吉野郡精神障害者家族会「秋桜」
行 政	岡 民長	五條市 あんしん福祉部 社会福祉課
	森本 孝俊	大淀町 住民福祉部 福祉課
	下迫 哲明	下市町 健康福祉課
事務局	小南 直也	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか
	辻本 寿美子	特定非営利活動法人 吉野コスモス会 生活相談センターのどか

(順不同、敬称略) ※【 】内、協議会での役職